

## 第1部 環境基本計画の基本的事項

### 第1章 環境基本計画の目的・経緯と改定の背景

#### 1節 計画の目的

岐阜市環境基本計画は、「岐阜市環境基本条例」（以下「環境基本条例」という。）に掲げる基本理念及び基本原則のもと、同条例第9条の規定に基づき、環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

##### 【岐阜市環境基本条例】（平成18年条例第61号）（一部抜粋）

第9条 市長は、環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）環境の保全及び創出に関する目標、施策及び配慮
- （2）環境の保全及び創出について重点的に取り組む地区の設定
- （3）前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関する重要事項

#### 2節 これまでの経緯

平成10年に、本市は、環境施策を総合的かつ計画的に展開するため、「岐阜市環境基本計画（平成10～19年度）」を策定し、平成14年に市域全体の環境意識の醸成を図るため、「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」を将来の都市像とする「環境都市宣言」を行いました。

##### 環境都市宣言

自然な姿をそのまま残す緑豊かな金華山。豊かで清浄な水をたたえ、1300年の鶺鴒の伝統が今も続く清流長良川。岐阜には先人たちが大切に守り育て、受け継いできたかけがえない自然があります。

こうした恵まれた環境を享受してきた私たちは、この環境を維持するだけでなく、さらによりよいものとして次代に引き継がなければなりません。

いま、自然の持つ復元力を超え、地球規模での広がりを見せる汚染や環境破壊が問題とされています。求められるのは、一人ひとりの日常生活や社会経済活動が、環境へ負の要因となっていることを認識し、環境に対して負荷の少ない、健全で持続可能な社会を構築するための積極的な行動です。

そこで、私たちは

- 1 自然との共生、共存をはかり、快適環境を創出します。
- 1 循環型社会をめざした、事業活動や市民生活を構築します。
- 1 地域の環境づくりに、自ら積極的に取り組みます。

これらを基本に「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」の創造を目指します。

今後も、市民、企業、行政が一体となって、地球環境の保全と、心やすらぐ都市環境を目指して、まちづくり、地域づくりに取り組むことをここに宣言します。

平成14年9月8日

岐阜市

また、平成18年に、環境の保全及び創出に係る基本理念などを定めた「環境基本条例」を制定しました。

#### 環境基本条例の概要

##### 基本理念

- 1 社会、経済及び文化の発展と、環境の保全及び創出を両立
- 2 人と自然が共生する社会において市民が恵まれた環境を享受できるようにし、さらに次の世代へ引き継ぐ
- 3 循環型社会の実現
- 4 すべてのものが環境への負荷を低減することについて、まず自分でできることを積極的に行って、更に協働して効果的な対策を行う

##### 基本原則

- 1 環境教育優先の原則（まず理解してから取り組む）
- 2 情報共有の原則（みんなで情報を共有）
- 3 役割分担の原則（適切な役割分担と適切かつ公平な費用分担）

そして、平成20年に、環境基本条例の基本原則に掲げる環境教育、情報共有、役割分担をキーワードとして、「岐阜市環境基本計画（平成20～24年度）」に改定しました。

その後、平成25年に、自然環境の保全、地球環境の保全、ごみの減量・資源化の3つを重点施策に位置付けた「岐阜市環境基本計画（平成25～29年度）」に、平成30年に、環境教育・市民運動を最重点項目に位置付けた「岐阜市環境基本計画（平成30～令和4年度）」（以下「第4次計画」という。）に、改定しました。

さらに、環境基本計画に掲げる地球環境の保全、ごみの減量・資源化、自然環境の保全の各分野の取り組みを推進するために、分野別個別計画として、平成23年に「岐阜市地球温暖化対策実行計画」と「ごみ減量・資源化指針2011」を、平成28年に「岐阜市生物多様性プラン」を策定しました。

そして、ごみの減量・資源化及び地球環境の保全の計画について、令和4年に「ごみ減量・資源化指針」を、令和5年に「岐阜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を、それぞれ改定しました。

#### 分野別個別計画

分野	地球環境の保全	ごみの減量・資源化	自然環境の保全
計画等	岐阜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	ごみ減量・資源化指針	岐阜市生物多様性プラン
策定年月 （改定年月）	平成23年3月 （令和5年3月）	平成23年11月 （令和4年7月）	平成28年3月

### 3 節 計画改定の背景

我が国においても、地球温暖化の進行や多発する自然災害など、環境を取り巻く状況は、刻々と変化しています。例えば、平成 23 年に発生した東日本大震災は、電力構成や省エネなど、我が国のエネルギーに関する価値観に大きな変化をもたらしました。

また、世界に目を向けると、平成 27 年に、国連において「持続可能な開発サミット」が開催され、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を採択し、2030 年までに達成する国際社会の共通の目標として、「持続可能な開発目標 (SDGs)」を示しました。

こうした中、平成 30 年に改定した第 4 次計画の計画期間が終了することに伴い、将来を見据え、より実効性の高い環境施策を推進するため、「岐阜市環境基本計画 (令和 5～9 年度)」(以下「本計画」という。)として、改定します。

#### 計画の変遷

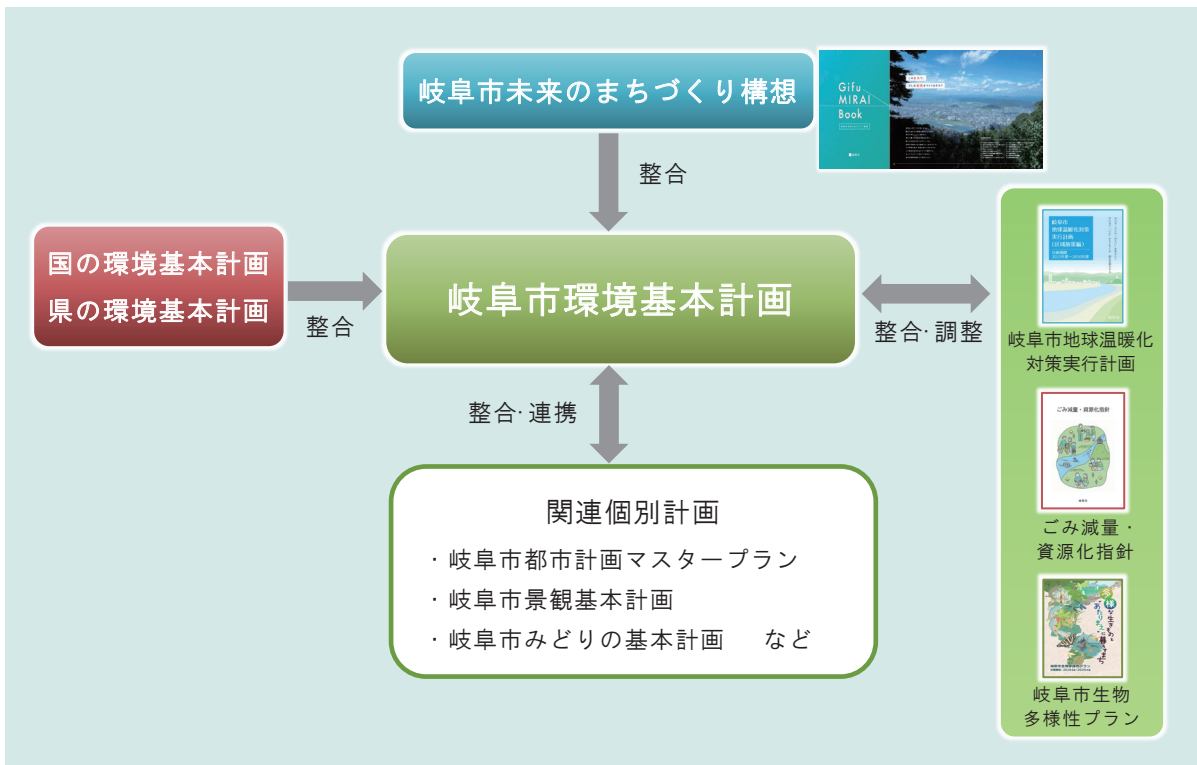


## 第2章 計画の基本的事項

### 1節 計画の位置づけと役割

令和4年に、本市は、65歳以上の人口がピークになる2040年頃の将来像を見据え、本市のまちづくりの総合的な方針である「岐阜市未来のまちづくり構想」を策定しました。

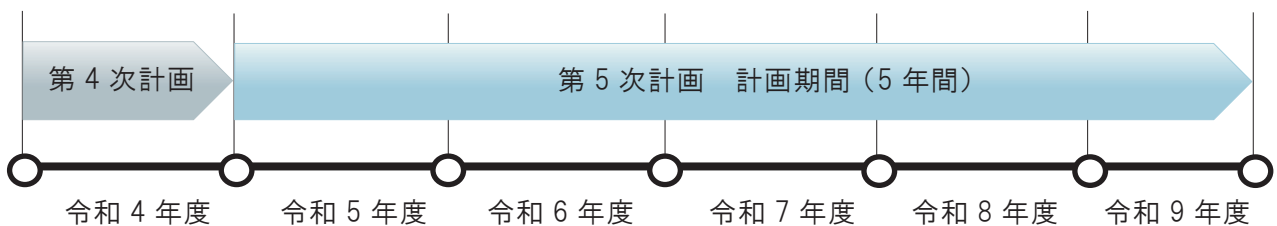
本計画は、この「岐阜市未来のまちづくり構想」に基づくとともに、「岐阜市地球温暖化対策実行計画」「ごみ減量・資源化指針」「岐阜市生物多様性プラン」といった環境分野の個別計画の方向性や施策を、横断的にとりまとめたものであり、本市の中長期的な環境ビジョンとして、総合的に施策を展開していきます。



### 2節 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

毎年、本計画に定める取り組みの実施状況やその効果を検証するとともに、各種計画の改定状況や社会情勢を踏まえ、必要に応じて計画の内容を見直すこととします。



### 3 節 計画の対象地域

本計画の対象とする地域は、岐阜市全域とします。

なお、市域の範囲を超えて広域的に取り組むべき課題は、国や県、関係市町と連携し、必要な取り組みを行います。

### 4 節 計画の担い手と役割

本計画の担い手は、「市民」「環境保全団体」「事業者」及び「市（行政）」です。担い手は、環境基本条例に定める役割や責務を踏まえ、協働して本計画に掲げる施策を推進します。



<b>市民の役割</b> (第 8 条)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境教育や意識の啓発を自ら進んで行い、他のものの行う環境教育に協力するよう努める。</li> <li>2 循環型社会の形成に自ら努める。</li> <li>3 基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める。</li> </ol>
<b>環境保全団体の役割</b> (第 7 条)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 より多くの市民が参加できる体制の整備及び機会の充実に努める。</li> <li>2 基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める。</li> </ol>
<b>事業者の役割</b> (第 6 条)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 従業員に環境教育や意識の啓発を進んで行い、他のものの行う環境教育に協力するよう努める。</li> <li>2 公害を防止する。</li> <li>3 原材料等が廃棄物となることを抑制し、自ら適正に循環的な利用を行い、又は自らの責任において適正に処分する。</li> <li>4 製造、販売等を行う事業者は、当該製品等が廃棄物となることを抑制し、適正に循環的な利用が行われることを促進し、製品等の適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置を講ずる。</li> <li>5 基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める。</li> </ol>
<b>市（行政）の責務</b> (第 5 条)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境の保全及び創出を図るため、基本理念及び基本原則にのっとり、環境教育や意識の啓発、公害の防止、大気、水、土壌等を良好な状態に保持、野生生物の保護、森林、河川等の多様な自然環境の保全及び創出、人と自然との豊かなふれあいの場の保全及び創出、環境の美化、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用、廃棄物の適正処理並びに廃棄物の減量化及び循環的に利用、地球環境の保全に関する施策を策定し実施する。</li> <li>2 環境施策について分かりやすく説明し、意見を聴く機会を確保する。</li> </ol>